

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該日は、
休日がと
る翌日)
當日には、
の関係)

目次

◇規則

鳥取県職員の共済制度に関する規則の一部を改正する規則（職員厚生課）

◇告示

公益質屋法施行細則の一部を改正する規則（福祉保健課）

◇農地保有合理化事業規程の承認

（農政課）

◇保安林の指定の解除予定

（森林保全課）

◇土地収用法による事業の認定

（二件）（管理課）

◇都市計画の変更

（都市計画課）

◇都市計画事業の事業計画の変更の認可

（二件）（管理課）

◇選管告示

不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定の一部改正

◇公安告示

遊技機の型式の検定（防犯少年課）

公布された規則のあらまし

規則

鳥取県職員の共済制度に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年三月十四日

鳥取県知事 西尾邑次

鳥取県規則第七号

鳥取県職員の共済制度に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県職員の共済制度に関する規則（昭和三十六年十一月鳥取県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「二十五」を「二十二」に改める。

様式第一号及び様式第一号中「昭和」を削る。

附則

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

- ◇ 鳥取県職員の共済制度に関する規則の一部を改正する規則
 - 一 紙料が日額で定められている者に係る掛金の算定基礎となる給料月額の算定期法は、当該日額に二十一（現行二十五）を乗じた額とするとした。（第二条関係）
 - 二 その他所要の規定の整備を行うこととした。
 - 三 この規則は、平成七年四月一日から施行することとした。

平成7年3月14日 火曜日

鳥取県公報

公益質屋法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年三月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第八号

公益質屋法施行細則の一部を改正する規則

公益質屋法施行細則（昭和二年十月鳥取県令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条を削り、第三条を第一条とし、第四条ただし書を次のように改め、同条を第二条とする。

但シ特別ノ事情アリテ別ニ帳簿ノ種類及様式ヲ定メントスルトキハアラカジメ知事

二届出ヅベシ

第五条を第三条とし、第六条から第八条までを削り、第九条を第四条とする。

様式第八号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第百九十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成七年三月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百九十六号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第七条第一項の規則に基づき郡家町農業協同組合農地保有合理化事業規程を承認したので、同条第五項の規定により次のとおり告示する。

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
岡本医院	鳥取市津ノ井二五八一	平成七年三月一日
弓場医院	米子市旗ヶ崎二丁目一二一〇	〃
森広眼科	倉吉市上井町一丁目一五六一四	〃
大山リハビリテーション病院	西伯郡岸本町大原九二七一一	〃
秋山歯科医院	米子市道笑町二丁目二二二一三	〃
後藤歯科医院	鳥取市扇町五八ナカヤビル3F	〃
千代医院	西伯郡西伯町大字落合二八一	平成七年三月二日
門脇薬局	西伯郡大山町末長二八三一三	平成七年三月十三日
		平成七年三月一日

鳥取県告示第百九十七号

- 二 承認を受けた者の名称及び所在地
　　郡家町農業協同組合
　　八頭郡郡家町大字富谷二〇〇一
三 承認に係る農地保有合理化事業の種類
　　農地売買等事業
四 承認に係る農地保有合理化事業の実施
　　郡家町における農業振興地域（農業振興法律第五十八号）第六条第一項の規定による
　　平成七年三月十四日

鳥取県告示第百九十七号

次のように保安林の指定を解除する予定
二十六年法律第二百四十九号）第三十条の
　　平成七年三月十四日

一 解除予定に係る保安林の所在場所
　　八頭郡智頭町大字中田字大途三七〇・
　　上四筆について次の図に示す部分に限
二 保安林として指定された目的
　　水源のかん養
三 解除の理由
　　林道用地とするため
「次の図」は、省略し、その図面を鳥
　　備え置いて縦覧に供する。」

一 承認を受けた者の名称及び所在地

郡家町農業協同組合

八頭郡郡家町大字官谷一〇〇一

承認年月日

三 承認に係る農地保有合理化事業の種類

農地買賣等事業

四 承認に係る農地保有合理化事業の実施地域

群家町における農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律）（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定により指定された地域

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成七年三月十四日

鳥取縣知事 西尾邑次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字中田字大途三七〇・三七一の二・字堂敷四四一の一・四四二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された田的

水源のかん養

林道用地とするたゞ

（次の図）は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第百九十九号

- 鳥取県知事 西一
一 超業者の名称 米子市
二 事業の種類 環日本海の森（仮称）整備事業
三 起業地
四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場
　1 収用の部分 米子市末広町地内
　2 使用の部分 なし
米子市役所
米子市加茂町一丁目一

鳥取県告示第百九十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成七年三月十四日

鳥取県知事 西尾邑次

一 超業者の名称

平成7年3月14日 火曜日

二 事業の種類

鳥取社会福祉専門学校整備事業

三 起業地

1 収用の部分 気高郡気高町大字日光字小池地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

氣高郡氣高町大字浜村二八二一

氣高町役場

鳥取県告示第二百一號

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成七年三月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により告示する。

なお、当該都市計画の図書は、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町一丁目二二〇）において公衆の縦覧に供する。

平成七年三月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称
鳥取市二 都市計画事業の種類及び名称
鳥取都市計画道路事業 三・四・十五号永楽富安線三 事業施行期間
昭和六十三年十一月十八日から平成十二年三月三十一日まで四 事業地
下水道

1 都市計画の種類及び名称
倉吉都市計画、羽合都市計画、東郷都市計画及び三朝都市計画下水道（天神川流域

二 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

倉吉市中河原字道久橋、字下河原、字屋敷通、字沢、字北野道、字後屋敷、字東、字南河原、字西川端、字京免、字竹ヶ鼻及び字上林、小鴨字長隅、字中道、字下り手、字姫路河原、字下河原、字青木、字宮ノ後及び字欠口並びに虹ヶ丘町、東伯郡羽合町大字長瀬字四の中浜、字新川前及び字当免、大字田後字井尻並びに大字赤池字墓廻並びに同郡三朝町大字砂原字大舟

倉吉市大字生田字神主田並びに東伯郡三朝町大字森字下天神谷及び字上天神谷変更する部分

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

倉吉市大字生田字神主田並びに東伯郡三朝町大字森字下天神谷及び字上天神谷

1 収用の部分 變更なし
2 使用の部分 なし

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十号

昭和六十一年五月鳥取県選挙管理委員会告示第111号（不在者投票管理者を置く）のやめる病院等の指定についての一部を次のとおり改正する。

平成七年三月十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長尾義男

一の表医療法人清和会老人保健施設へのその項の次に次のとおり加える。

倉吉市瀬崎町1714-1

遊技機の種類	型式	製造業者名
ぱちんこ遊技機	カジノ伝説2	豊丸産業株式会社
"	コマコマ俱楽部2	"
"	トランプ天国2	"
"	エキサイトジャンブル2	株式会社ニューギン
"	ストライカージュン2	"
"	ストライカージュンED	"
"	エキサイトコンバット	"
"	CRフリフリダービー	マルホン工業株式会社
"	CRスーパーケシュー	"
"	CRバトルヒーローV	株式会社大一商会
"	バトルヒーロー7	"
"	スクリューパンチ	"
回胴式遊技機	スーパードラゴン	日活興業株式会社

鳥取県公安委員会告示第十七号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十一号）第二十条第三項の技術上の規格に適合してると認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成七年三月十四日

鳥取県公安委員会委員長 松本敏

鳥取県公報の定期購読の申込みについて

平成7年度（平成7年4月から平成8年3月まで）において鳥取県公報の購読（年間を通じての定期購読を原則とします。）を希望される方は、下記の鳥取県公報購読申込書により平成7年3月28日までに鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部総務課へ申込みをしてください。

なお、購読料金（1部月額2,000円。年額24,000円）については、後日送付する納入通知書により納入してください。

照会先 鳥取県総務部総務課 電話0857-26-7023、7024

鳥取県公報購読申込書

次のとおり鳥取県公報を購読したいので、申し込みます。

平成 年 月 日

郵便番号 □□□-□□

住 所

氏 名

印

（団体にあっては、名
称及び代表者の氏名）

電話番号

購 読 部 数	
購 読 料 金	
送 付 先	